

V 宜野湾市立大山小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

本基本方針は、大山小学校に通う児童に対するいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにし、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができる学習環境を築くことを目的とし策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止に対する基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめゼロ大山小の常識」をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努める。
- (2) 学級・学年・活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人一人の自己有用感・自己存在感の涵養に努める。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊厳する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (4) いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を識じる。
- (5) いじめ問題は、教職員個々に抱えることが無いようにし、学校全体で組織的に対応する。

4 組織

(1) 学年会

- ① 開催日：毎週（月）曜日の放課後
- ② 構成員：各学年の学級担任

(2) 生徒指導部会

- ① 開催日：毎週第（3）（木）曜日の放課後
- ② 構成員：各学年から1名、生徒指導主任、教育相談、校長、教頭

(3) 校内いじめ防止対策会議

「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。（必要に応じて開催可能）

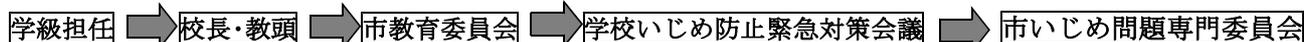
- ① 開催日：毎月第（4）（木）曜日 → （事案なしの月は開催しない）
- ② 構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、特支コーディネーター等（必要に応じて関連学年）
- ③ 目的：問題行動に係る迅速なケース会議 十 いじめアンケートを踏まえた未然防止会議

(4) 学校いじめ防止緊急対策会議

- ① 開催日：緊急を要する事案が発生した場合に開催
- ② 構成員：上記「校内いじめ防止対策会議」に係る教職員
P T A役員、主任児童委員、民生児童委員、S S W、宜野湾警察署署員（少年課）等
- ③ 目的：重大事態が発生した際に緊急開催（*学校のいじめ調査組織）



※重大事態の場合※



*具体的な いじめの態様(例)

ア、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・身体や動作について不快なことを言われる
- ・存在を否定される
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる

イ、仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
- ・遊びやチームにいれない
- ・席を離される

ウ、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされる
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる

エ、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・殴られ、蹴られるのが繰り返される

オ、金品をたかられる

- ・脅され、お金や持ち物（例：携帯電話等）を取られる

カ、持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる

- ・筆箱等、文房具を隠される
- ・靴に画鋸やガム等を入れられる
- ・写真や鞆等を傷つけられる

キ、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・万引きやかつあげを強要される
- ・大勢の前で衣服を脱がされる
- ・意に反して、教師や大人に暴言を吐くよう強要される

ク、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

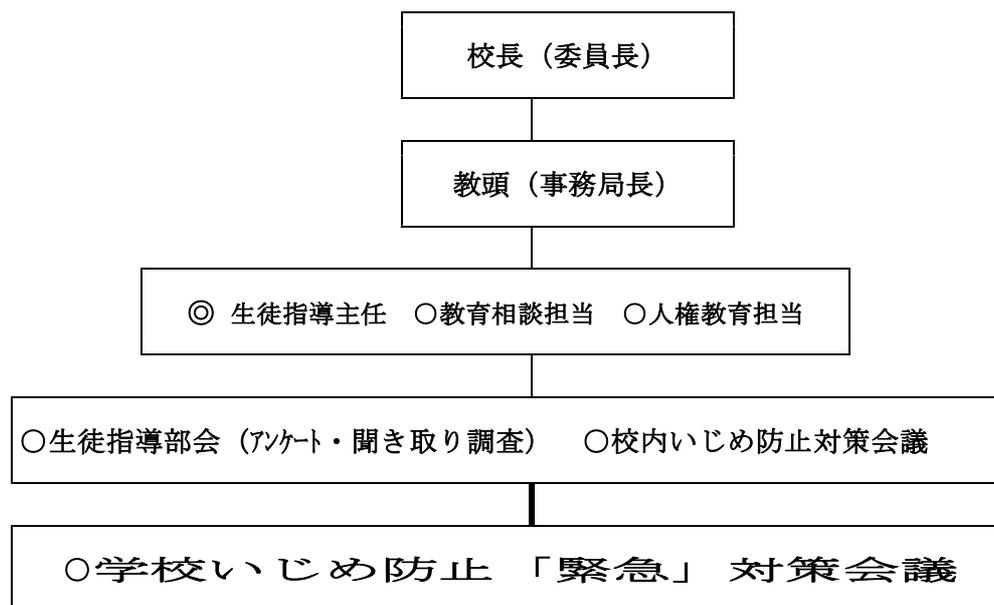
- ・パソコンや携帯電話等での掲示板、ブログに恥ずかしい情報や嫌なことを載せられる
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる

ケ、性的いたづらをされる

- ・スカートをめくられる、ズボンを下ろされる、無理やりキスをされる
- ・胸をさわられる、裸にされる、性器をさわられる
- ・性的な写真をネット上などで公開される等

5 「重大事態」への対処

(1) 調査組織



重大事態の定義

ア、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識

ウ、その他の場合

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

②学校は、前項の規定（重大事態）による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(2) 懲戒権の行使

○教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。

(3) 直接、いじめを行っていない児童への対応

①傍観・無視・放置・隠蔽することがいじめに加担することと同じであること、いじめられ

た児童の苦しみの理解

②言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導

(4) 保護者への連絡と支援・助言

①いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。

②事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

③事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を保護者に適切に提供する。

④いじめに気付いた場合、傍観者とならず、保護者へ通告できるように指導

⑤どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

(5) 保護者の対応

① いじめられた側の保護者

ア、子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話にしっかり耳を傾けることで事実や心情の把握に努める

イ、問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力

② いじめた側の保護者

ア、いじめられた児童を守る対応をすることへの理解

イ、事実の冷静な確認と子どもの言い分にしっかり耳を傾けること

ウ、被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）

エ、問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力

(6) 「つなぐ」対応 宜野湾市教育委員会・関係機関との連携

①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに宜野湾市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

②いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、宜野湾警察署（少年課・真栄原交番）と連携する。

③市教育委員会が学校に行く責務

ア、学校への通報

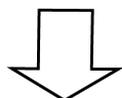
学校の教職員、**宜野湾市の職員(総務課)**等で児童からの相談に応じる者及び児童の保護者は、児童からいじめにかかる相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、当該児童が在籍する学校へ通報等の適切な措置をとるものとする。

(7) 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

○いじめ防止対策推進法第22条「学校いじめ防止緊急対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、収集

○いじめの事実の確認を行い、結果を宜野湾市教育委員会に報告



重大事態の発生

- 宜野湾市教育委員会に報告
- ①「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を計画した場合等）
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・年間30日を目安
 - ・一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に着手する
- ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時

8 【学校が調査主体の場合】

宜野湾市教育委員会の指導・助言のもと、以下の対応に努める。

- 学校の下に、重大事態の調査組織「学校いじめ防止緊急対策委員会」を設置
- ↓
- 「学校いじめ防止緊急対策委員会」で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ↓
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ↓
- 調査結果を、宜野湾市教育委員会へ報告
- ↓
- 調査結果を踏まえた必要な措置

9 学校評価の実態

1. 学校評価の趣旨

- (1) 通常の学校評価に、「いじめ問題への取組等」の項目を設定し、自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。
- (2) いじめ防止に関する具体的な取組等について評価し、その結果と対応策について公表する。

2. 実施時期

- (1) 実施時期 …… 年2回（7月、12月）
- (2) 学校評価の種類
 - ①教職員アンケート ②児童アンケート ③保護者アンケート
- (3) 学校評価の公表 …… 年2回（9月、1月）
- (4) 年間計画の作成及び評価（PDCA サイクル）

10 学校のホームページ等での公開